

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

公安委員会

○同条第2項中「、宮城県警察交通事件・暴走族捜査室

○同条第10項の表を次のように定める。

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第2号

宮城県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月17日

宮城県公安委員会委員長 中村 孝也

宮城県警察組織規則の一部を改正する規則

宮城県警察組織規則（昭和37年宮城県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項の表中

「交通指導課	宮城県警察交通事件・暴走族捜査室
	宮城県警察交通反則通告センター
」	を
「交通指導課	宮城県警察交通反則通告センター
	」

める。

第6条生活安全企画課の項第4号中「家出人」を「行方不明者」に改める。

第8条交通指導課の項第2号中「交通事故及び」を「交通事故の処理及び」に改め、同項第3号中

「交通事件・暴走族捜査室及び」を削る。
第17条第1項の表中

「通信指令課	通信指令官	通信指令課長の命を受け、通信指令業務を整理し、通信指令課長を補佐する。
機動警ら隊	職務質問技能指導班長	機動警ら隊長の命を受け、職務質問技能の指導等に関する事務を整理し、機動警ら隊長を補佐する。

「通信指令課 通信指令官 通信指令課長の命を受け、通信指令業務を整理し、通信指令課長を補佐する。」に、

「捜査第一課 検視補佐官 捜査第一課長の命を受け、死体の検視、検証等の事務を整理し、捜査第一課長を補佐する。」を

「捜査第一課 検視官 捜査第一課長の命を受け、死体の検視、検証等の事務を整理し、捜査第一課長を補佐する。」に改

める。同条第2項中「、宮城県警察交通事件・暴走族捜査室」を削り、同条第10項の表を次のように定める。

職	職務	職員
参事	上司の命を受け、重要事項についての企画及び立案に参画し、並びに特定事項を総括整理する。	一般職員
副参事	上司の命を受け、重要事項についての調査、企画及び立案に参画し、上司を補佐する。	
技参	上司の命を受け、専門的技術に係る重要事項についての調査、企画及び立案に参画し、上司を補佐する。	
研究官	上司の命を受け、重要又は高度な試験研究及び鑑定に従事し、研究員の業務を整理する。	
研究員	上司の命を受け、重要又は高度な試験研究及び鑑定に従事する。	

附則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第17条第1項の改正規定（

「捜査第一課」を削る。）は、平成22年4月1日から施行する。

検 視 補 佐 官	捜査第一課長の命を受け、死体の検視、検証等の事務を整理し、捜査第一課長を補佐する。	を
検 視 官	捜査第一課長の命を受け、死体の検視、検証等の事務を整理し、捜査第一課長を補佐する。	に改

める部分に限る。)は、平成22年3月25日から施行する。

○宮城県公安委員会規則第3号

警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月17日

宮城県公安委員長 中村 孝也

警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則

警察署の下部機構に関する規則(昭和29年宮城県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

卸町交番	仙台市若林区卸町四丁目3番1号	を
卸町交番	仙台市若林区卸町四丁目3番地の1	に、
鶴ヶ谷交番	仙台市宮城野区鶴ヶ谷八丁目19番2号	を
鶴ヶ谷交番	仙台市宮城野区鶴ヶ谷八丁目19番地の2	に、
大街道交番	石巻市門脇宇築山31番2号	を
大街道交番	石巻市築山一丁目1番65号	に、

亘理警察署	署所在地交番	亘理郡亘理町字日館61番地21	を
-------	--------	-----------------	---

亘理警察署	署所在地交番	亘理郡亘理町字日館61番地21	に改
-------	--------	-----------------	----

める。

別表第2中

遠田警察署	猪岡駐在所	遠田郡涌谷町猪岡短台字川畑225番地2	を
-------	-------	---------------------	---

遠田警察署	猪岡駐在所	遠田郡涌谷町猪岡短台字川畑225番地2	に改
-------	-------	---------------------	----

める。

別表第4仙台南警察署の表郡山交番の項中「(悪土を除く。)」を削り、同表長町交番の項中「大野田、鹿野一丁目」を「大野田一丁目から大野田三丁目まで、大野田、鹿野一丁目」に改め、「郡山(悪土)」を削る。

別表第4大和警察署の表成田交番の項中「大亀」の次に「、大清水一丁目、大清水二丁目」を加える。

別表第4南三陸警察署の表署所在地交番の項中「天王山(一部) 天王前」を「天王山(1番地から80番地2まで) 天王前(1番地から36番地まで)」に改め、同表清水駐在所の項中「天王山(一部)」を「天王山(1番地から80番地2までを除く。)、天王前(1番地から36番地までを除く。)」に改める。

別表第4古川警察署の表古川西交番の項中「古川引田」の次に「、古川穂波一丁目から古川穂波八丁目まで」を加える。

別表第4遠田警察署の表署所在地交番の項中「、沖勘堂、沖大所、沖役田」を削り、「小桜」の次に「、後藤江」を加え、「、小谷地」を削り、「叔廻前」を「叔廻前」に改め、「新一本柳」の次に「、新小沼」を、「新藤ヶ崎」の次に「、新峯山」を加え、「、中勘堂、中大所、峯山沖」及び「、山崎」を削る。

別表第4若柳警察署の表署所在地交番の項中「、柿の浦、及び「、外小太郎」を削り、「戸の西」を「戸ノ西」に、「正六位」を「正六江」に改め、同表栗駒交番の項中「栗駒猿飛来」の次に「、栗駒鳥沢(大山下、山子下及び山神を除く。)」を加え、「、栗駒鳥沢(大山下及び山子下を除く。)」を

削り、同表畑岡駐在所の項中「柴の脇」を「柴ノ脇」に、「葉の木」を「葉ノ木」に、「及び新田西」を「、新田西、杭ヶ浦及び外小太郎」に改め、同表金成駐在所の項中「、金成一番樋」を削り、「金成鱒瓦」を「金成鱒瓦」に改め、「、金成二番樋、金成二本杉」を削り、同表沼倉駐在所の項中「及び山子下」を「、山子下及び山神」に改める。

別表第4白石警察署の表白石駅前交番の項中「大鷹沢」を「大鷹沢大明、大鷹沢鷹巣、大鷹沢三沢」に改め、「鷹巣」の次に「、鷹巣西一丁目から鷹巣西三丁目まで、鷹巣東一丁目から鷹巣東四丁目まで」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。